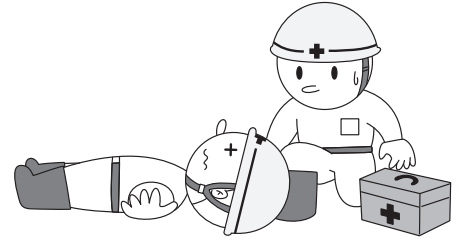


万一事故が起こったときは

(1) まず負傷者の救護を

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。



(2) 路上等の危険防止を

交通事故が発生した場合は、続発を防ぐため車両を安全な場所へ移動させて下さい。又、物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行って下さい。

(3) 警察へ事故の届出を

- ①事故の場合は必ず警察へ届けて下さい。(人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。道路上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務づけられています。)
- ②盗難事故(車両・機械等)の場合は必ず警察へ「盗難事故」として届出をして下さい。
- ③その他公官庁への届出が必要な場合は所定の届出をして下さい。



(4) ただちに弊社営業所までご連絡を

事故の大小にかかわらず事故の内容をご連絡下さい。

- ①事故発生の日時
 - ②事故発生の場所
 - ③お客様の氏名・住所・連絡先(TEL、FAX、担当者名) 運転者氏名・お客様との関係・免許内容・事故車のレンタル番号又は登録番号・損害の内容及び程度。
 - ④事故の状況(交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度等も)
 - ⑤相手の住所、氏名、会社名、電話番号等
【物損事故】…車両損害の場合→損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号
その他の被害物の場合→被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号
【人身事故】…ケガの内容、病院名、電話番号
 - ⑥搭乗者にケガがある場合…負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号
- ※人身事故の場合は、特に被害者の方へのお見舞いをして下さい。



ご注意!!

当事者間での示談交渉は、絶対になさらないようお願いいたします。万一、当事者間で示談交渉をされてしまわれた場合、サポート対象外となる可能性がございます。又、サポート対象となった場合でも、示談内容全てをサポートできるとは限りませんのでご注意ください。

対物事故については、損害物の写真撮影をお願いします。